

# 平成25年12月亀山市議会定例会 提出議案 条例新旧対照表

	頁
議案第78号 亀山市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 . . . . .	1
議案第79号 亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例 . . . . .	2
議案第80号 亀山市火災予防条例の一部を改正する条例 . . . . .	3
議案第81号 亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部を改正 する条例 . . . . .	4





亀山市火災予防条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準)</p> <p>第38条の4 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 住宅用防災報知設備は、その部分である法第21条の2第1項の検定対象機械器具等で令第37条第4号から第6号まで____に掲げるものに該当するものについてはこれらの検定対象機械器具等について定められた法第21条の2第2項の技術上の規格に、その部分である補助警報装置については住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に、それぞれ適合するものでなければならない。</p> <p>5 (略)</p>	<p>(住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準)</p> <p>第38条の4 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 住宅用防災報知設備は、その部分である法第21条の2第1項の検定対象機械器具等で令第37条第7号から第7号の3までに掲げるものに該当するものについてはこれらの検定対象機械器具等について定められた法第21条の2第2項の技術上の規格に、その部分である補助警報装置については住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に、それぞれ適合するものでなければならない。</p> <p>5 (略)</p>

亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第1条関係）  
 （亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例の一部改正）

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
区分	使用料		区分	使用料	
土地	使用する期間が1月未満のもの	使用する土地の1平方メートル当たりの適正な価格×4／100×使用する面積×使用する日数／365× <u>108／100</u>	土地	使用する期間が1月未満のもの	使用する土地の1平方メートル当たりの適正な価格×4／100×使用する面積×使用する日数／365× <u>105／100</u>
	使用する期間が1月以上のもの	使用する土地の1平方メートル当たりの適正な価格×4／100×使用する面積×使用する日数／365		使用する期間が1月以上のもの	使用する土地の1平方メートル当たりの適正な価格×4／100×使用する面積×使用する日数／365
建物	（使用する建物の1平方メートル当たりの適正な価格×8／100×当該建物のうち使用する面積＋当該建物の建築面積に係る土地の使用料の年額に相当する額×当該建物のうち使用する面積／当該建物の延べ面積）×使用する日数／365× <u>108／100</u>		建物	（使用する建物の1平方メートル当たりの適正な価格×8／100×当該建物のうち使用する面積＋当該建物の建築面積に係る土地の使用料の年額に相当する額×当該建物のうち使用する面積／当該建物の延べ面積）×使用する日数／365× <u>105／100</u>	

亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）  
 （亀山市関町北部ふれあい交流センター条例の一部改正）

改正後				改正前			
別表（第8条関係）				別表（第8条関係）			
区分	使用料			区分	使用料		
	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで		午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで
1階イベントホール	<u>4,110円</u> (710円)	<u>4,110円</u> (710円)	<u>4,110円</u> (710円)	1階イベントホール	<u>4,000円</u> (700円)	<u>4,000円</u> (700円)	<u>4,000円</u> (700円)
1階調理実習室	<u>1,020円</u> (100円)	<u>1,020円</u> (100円)	<u>1,020円</u> (100円)	1階調理実習室	<u>1,000円</u> (100円)	<u>1,000円</u> (100円)	<u>1,000円</u> (100円)
2階会議室	<u>2,050円</u> (300円)	<u>2,050円</u> (300円)	<u>2,050円</u> (300円)	2階会議室	<u>2,000円</u> (300円)	<u>2,000円</u> (300円)	<u>2,000円</u> (300円)
2階和室	<u>2,050円</u> (300円)	<u>2,050円</u> (300円)	<u>2,050円</u> (300円)	2階和室	<u>2,000円</u> (300円)	<u>2,000円</u> (300円)	<u>2,000円</u> (300円)
備考（略）				備考（略）			

亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第3条関係）  
（亀山市関文化交流センター条例の一部改正）

改正後						改正前					
別表（第9条関係）						別表（第9条関係）					
区分	使用料					区分	使用料				
	午前9時から正午まで	午後1時から午後4時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後4時30分まで	午前9時から午後9時まで		午前9時から正午まで	午後1時から午後4時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後4時30分まで	午前9時から午後9時まで
多目的ホール	5,140 円 (1,850円)	5,140 円 (1,850円)	5,650 円 (2,050円)	8,220 円 (2,870円)	10,280 円 (3,590円)	多目的ホール	5,000 円 (1,800円)	5,000 円 (1,800円)	5,500 円 (2,000円)	8,000 円 (2,800円)	10,000 円 (3,500円)
ロビー兼展示室	4,110 円 (1,430円)	4,110 円 (1,430円)	4,620 円 (1,640円)	6,170 円 (2,160円)	8,220 円 (2,870円)	ロビー兼展示室	4,000 円 (1,400円)	4,000 円 (1,400円)	4,500 円 (1,600円)	6,000 円 (2,100円)	8,000 円 (2,800円)
料理教室	1,540 円 (610円)	1,540 円 (610円)	1,950 円 (710円)	2,770 円 (1,020円)	3,900 円 (1,430円)	料理教室	1,500 円 (600円)	1,500 円 (600円)	1,900 円 (700円)	2,700 円 (1,000円)	3,800 円 (1,400円)
老人いこい室	1,020 円	1,020 円	1,230 円	1,850 円	2,570 円	老人いこい室	1,000 円	1,000 円	1,200 円	1,800 円	2,500 円

	(410 円)	(410 円)	(510 円)	(710 円)	(920 円)
老人対話 室	1,020 円	1,020 円	1,230 円	1,850 円	2,570 円
	(410 円)	(410 円)	(510 円)	(710 円)	(920 円)
和室	1,020 円	1,020 円	1,230 円	1,540 円	2,050 円
	(410 円)	(410 円)	(510 円)	(610 円)	(710 円)
研修室 (1)	1,020 円	1,020 円	1,230 円	1,850 円	2,570 円
	(410 円)	(410 円)	(510 円)	(710 円)	(920 円)
研修室 (2)	820円 (300 円)	820円 (300 円)	1,020 円 (410 円)	1,540 円 (610 円)	2,050 円 (710 円)
会議室 (1)	1,020 円	1,020 円	1,230 円	1,850 円	2,570 円
	(410 円)	(410 円)	(510 円)	(710 円)	(920 円)
会議室	820円	820円	1,020	1,540	2,050

	(400 円)	(400 円)	(500 円)	(700 円)	(900 円)
老人対話 室	1,000 円	1,000 円	1,200 円	1,800 円	2,500 円
	(400 円)	(400 円)	(500 円)	(700 円)	(900 円)
和室	1,000 円	1,000 円	1,200 円	1,500 円	2,000 円
	(400 円)	(400 円)	(500 円)	(600 円)	(700 円)
研修室 (1)	1,000 円	1,000 円	1,200 円	1,800 円	2,500 円
	(400 円)	(400 円)	(500 円)	(700 円)	(900 円)
研修室 (2)	800円 (300 円)	800円 (300 円)	1,000 円 (400 円)	1,500 円 (600 円)	2,000 円 (700 円)
会議室 (1)	1,000 円	1,000 円	1,200 円	1,800 円	2,500 円
	(400 円)	(400 円)	(500 円)	(700 円)	(900 円)
会議室	800円	800円	1,000	1,500	2,000



(2)	(300 円)	(300 円)	円 (410 円)	円 (610 円)	円 (710 円)
会議室	1,540	1,540	1,850	2,570	3,080
(1) 及び	円	円	円	円	円
(2)	(610 円)	(610 円)	(710 円)	(920 円)	(1,130 円)
備考 (略)					

(2)	(300 円)	(300 円)	円 (400 円)	円 (600 円)	円 (700 円)
会議室	1,500	1,500	1,800	2,500	3,000
(1) 及び	円	円	円	円	円
(2)	(600 円)	(600 円)	(700 円)	(900 円)	(1,100 円)
備考 (略)					

亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第4条関係）  
（亀山市地区コミュニティセンター条例の一部改正）

改正後					改正前				
（使用料） 第12条 センターの使用料は、市民又は市内の公益団体がセンターの設置目的のために使用する場合であって市長が認めたときは、無料とする。ただし、市民以外の者が使用する場合又は収益を目的として使用する場合は、次の表に定める使用料を前納しなければならない。					（使用料） 第12条 センターの使用料は、市民又は市内の公益団体がセンターの設置目的のために使用する場合であって市長が認めたときは、無料とする。ただし、市民以外の者が使用する場合又は収益を目的として使用する場合は、次の表に定める使用料を前納しなければならない。				
区分	使用料				区分	使用料			
	午前8時30分 から正午ま で	正午から午後 5時まで	午後5時から 午後10時ま で	午前8時30分 から午後1 0時まで		午前8時30分 から正午ま で	正午から午後 5時まで	午後5時から 午後10時ま で	午前8時30分 から午後1 0時まで
集会室	960円	1,610円	3,240円	4,850円	集会室	940円	1,570円	3,150円	4,720円
和室	960円	1,610円	3,240円	4,850円	和室	940円	1,570円	3,150円	4,720円
調理室	960円	1,610円	3,240円	4,850円	調理室	940円	1,570円	3,150円	4,720円

亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第5条関係）  
 （鈴鹿馬子唄会館条例の一部改正）

改正後				改正前			
別表（第12条関係）				別表（第12条関係）			
区分	使用料			区分	使用料		
	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで		午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
ホール	<u>4,110円</u> (710円)	<u>4,110円</u> (710円)	<u>4,110円</u> (710円)	ホール	<u>4,000円</u> (700円)	<u>4,000円</u> (700円)	<u>4,000円</u> (700円)
会議室	<u>1,430円</u> (300円)	<u>1,430円</u> (300円)	<u>1,430円</u> (300円)	会議室	<u>1,400円</u> (300円)	<u>1,400円</u> (300円)	<u>1,400円</u> (300円)
和室1	<u>1,430円</u> (300円)	<u>1,430円</u> (300円)	<u>1,430円</u> (300円)	和室1	<u>1,400円</u> (300円)	<u>1,400円</u> (300円)	<u>1,400円</u> (300円)
和室2	<u>1,430円</u> (300円)	<u>1,430円</u> (300円)	<u>1,430円</u> (300円)	和室2	<u>1,400円</u> (300円)	<u>1,400円</u> (300円)	<u>1,400円</u> (300円)
備考（略）				備考（略）			

亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第6条関係）  
 （亀山市歴史博物館条例の一部改正）

改正後				改正前			
別表第2（第11条関係）				別表第2（第11条関係）			
区分	使用料			区分	使用料		
	午前9時から正午 まで	午後1時から午後 5時まで	午前9時から午後 5時まで		午前9時から正午 まで	午後1時から午後 5時まで	午前9時から午後 5時まで
企画展示室	3,240円	3,770円	6,480円	企画展示室	3,150円	3,670円	6,300円
講義室	3,240円	3,770円	6,480円	講義室	3,150円	3,670円	6,300円
実習室	1,610円	2,160円	3,240円	実習室	1,570円	2,100円	3,150円
備考（略）				備考（略）			

亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第7条関係）  
（亀山市文化会館条例の一部改正）

改正後					改正前						
別表（第13条関係） 会館利用料金 1 基本利用料金					別表（第13条関係） 会館利用料金 1 基本利用料金						
種別\区分		午前	午後	夜間	全日	種別\区分		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで			午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
ホール	平日	10,800円	16,200円	22,680円	47,520円	ホール	平日	10,500円	15,750円	22,050円	46,200円
	日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日	14,040円	20,520円	29,160円	59,400円		日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日	13,650円	19,950円	28,350円	57,750円
楽屋		5300円	5300円	5300円	1,5900円	楽屋		5200円	5200円	5200円	1,5500円

リハーサル室		1,080	1,080	1,080	3,240
		円	円	円	円
ホワイエ		1,590	1,590	1,590	4,320
		円	円	円	円
会議室（備付けの机及び椅子を含む。）	全室利用	5,400	6,480	7,560	16,200
	区分利用	3,240	3,770	4,320	9,720
		円	円	円	円

備考（略）

## 2 冷暖房利用料金

区分		利用料金
ホール	冷房	9,720円
	暖房	7,560円
楽屋		530円
リハーサル室		1,080円
会議室	全室利用	4,320円
	区分利用	2,160円

備考（略）

## 3 附属器具利用料金

種別	品名	単位	利用料金	摘要
舞台設備	所作台	1式	4,320円	

リハーサル室		1,050	1,050	1,050	3,150
		円	円	円	円
ホワイエ		1,550	1,550	1,550	4,200
		円	円	円	円
会議室（備付けの机及び椅子を含む。）	全室利用	5,250	6,300	7,350	15,750
	区分利用	3,150	3,670	4,200	9,450
		円	円	円	円

備考（略）

## 2 冷暖房利用料金

区分		利用料金
ホール	冷房	9,450円
	暖房	7,350円
楽屋		520円
リハーサル室		1,050円
会議室	全室利用	4,200円
	区分利用	2,100円

備考（略）

## 3 附属器具利用料金

種別	品名	単位	利用料金	摘要
舞台設備	所作台	1式	4,200円	

花道所作台	1式	<u>1,610</u> 円
平台	1台	150円
音響反射板	1式	<u>4,320</u> 円
松羽目	1式	<u>1,610</u> 円
竹羽目	1式	<u>1,610</u> 円
金屏風	1式	<u>1,610</u> 円
紗幕	1張	<u>1,080</u> 円
浅黄幕	1張	<u>1,080</u> 円
紅白幕	1張	<u>1,080</u> 円
雪籠 <sup>かご</sup>	1式	100円
地がすり	1式	<u>1,080</u> 円
大太鼓	1式	<u>750円</u>
ドライアイスマシン	1式	<u>1,610</u>

花道所作台	1式	<u>1,570</u> 円
平台	1台	150円
音響反射板	1式	<u>4,200</u> 円
松羽目	1式	<u>1,570</u> 円
竹羽目	1式	<u>1,570</u> 円
金屏風	1式	<u>1,570</u> 円
紗幕	1張	<u>1,050</u> 円
浅黄幕	1張	<u>1,050</u> 円
紅白幕	1張	<u>1,050</u> 円
雪籠 <sup>かご</sup>	1式	100円
地がすり	1式	<u>1,050</u> 円
大太鼓	1式	<u>730円</u>
ドライアイスマシン	1式	<u>1,570</u>

			円	
	鳥居囲い	1式	1,080	
			円	
	指揮者用譜面台	1台	210円	
	銀屏風	1式	1,610	
			円	
	振り落とし装置	1式	1,080	
			円	
楽器	ピアノ（外国製）フルコンサート	1台	9,720	調律料を含 円まない。
	ピアノ（国産）フルコンサート	1台	5,400	調律料を含 円まない。
	ピアノ（国産）アップライト	1台	1,080	調律料を含 円まない。
照明 設備	プロセニウムサスペンションラ イト	1台	150円	
	サスペンションライト	1台	150円	
	アッパーホリゾンライト	1回路	260円	
	ローアホリゾンライト	1回路	260円	
	トーマタルスポットライト	1台	150円	
	フットライト	1回路	100円	
	花道用フットライト	1回路	100円	

			円	
	鳥居囲い	1式	1,050	
			円	
	指揮者用譜面台	1台	210円	
	銀屏風	1式	1,570	
			円	
	振り落とし装置	1式	1,050	
			円	
楽器	ピアノ（外国製）フルコンサート	1台	9,450	調律料を含 円まない。
	ピアノ（国産）フルコンサート	1台	5,250	調律料を含 円まない。
	ピアノ（国産）アップライト	1台	1,050	調律料を含 円まない。
照明 設備	プロセニウムサスペンションラ イト	1台	150円	
	サスペンションライト	1台	150円	
	アッパーホリゾンライト	1回路	260円	
	ローアホリゾンライト	1回路	260円	
	トーマタルスポットライト	1台	150円	
	フットライト	1回路	100円	
	花道用フットライト	1回路	100円	



天井反射板ライト	1回路	210円	
フロントサイドスポットライト	1台	150円	
センターピンスポットライト	1台	<u>1,080</u>	2KWクセノ 円
シーリングスポットライト	1台	150円	
ピンスポットライト	1台	<u>1,080</u>	2KWクセノ 円
スポットライト2KW	1台	310円	
スポットライト1.5KW	1台	210円	
スポットライト1KW	1台	150円	
スポットライト750W	1台	100円	
スポットライト500W	1台	50円	
エフェクトスポットライト	1台	210円	
フットスポットライト	1台	100円	
スパイラルマシン	1台	310円	
ディスクマシン	1台	310円	
スライドキャリアマスク	1台	310円	
波のエフェクトマシン	1台	<u>530円</u>	
オーロラマシン	1台	<u>530円</u>	
ストロボマシン	1台	<u>530円</u>	
ミラーボールφ450	1台	<u>530円</u>	
先玉	1個	210円	

天井反射板ライト	1回路	210円	
フロントサイドスポットライト	1台	150円	
センターピンスポットライト	1台	<u>1,050</u>	2KWクセノ 円
シーリングスポットライト	1台	150円	
ピンスポットライト	1台	<u>1,050</u>	2KWクセノ 円
スポットライト2KW	1台	310円	
スポットライト1.5KW	1台	210円	
スポットライト1KW	1台	150円	
スポットライト750W	1台	100円	
スポットライト500W	1台	50円	
エフェクトスポットライト	1台	210円	
フットスポットライト	1台	100円	
スパイラルマシン	1台	310円	
ディスクマシン	1台	310円	
スライドキャリアマスク	1台	310円	
波のエフェクトマシン	1台	<u>520円</u>	
オーロラマシン	1台	<u>520円</u>	
ストロボマシン	1台	<u>520円</u>	
ミラーボールφ450	1台	<u>520円</u>	
先玉	1個	210円	

	ストリップライト8灯用	1台	150円
	〃 12灯用	1台	210円
	フィルムマシン	1台	530円
	虹のエフェクトマシン	1台	530円
	ミラーボール(楕円形)	1式	530円
	星球	1式	1,080円
	ブラステートカラー	1式	1,080円
	ソースフォー	1台	150円
音響 設備	コンデンサーマイク	1本	530円
	ダイナミックマイク	1本	310円
	ワイヤレスマイク	1本	1,080円
	3点吊マイク装置	1式	1,080円
	エレベーターマイク	1式	750円
	ステージスピーカー	1式	860円
	移動用はね返しスピーカー	1式	860円
	サブミキサー8Ch	1式	530円
	エコーマシン	1台	530円
	レコードプレーヤー	1台	530円

	ストリップライト8灯用	1台	150円
	〃 12灯用	1台	210円
	フィルムマシン	1台	520円
	虹のエフェクトマシン	1台	520円
	ミラーボール(楕円形)	1式	520円
	星球	1式	1,050円
	ブラステートカラー	1式	1,050円
	ソースフォー	1台	150円
音響 設備	コンデンサーマイク	1本	520円
	ダイナミックマイク	1本	310円
	ワイヤレスマイク	1本	1,050円
	3点吊マイク装置	1式	1,050円
	エレベーターマイク	1式	730円
	ステージスピーカー	1式	840円
	移動用はね返しスピーカー	1式	840円
	サブミキサー8Ch	1式	520円
	エコーマシン	1台	520円
	レコードプレーヤー	1台	520円

	テープレコーダー	1台	<u>530円</u>	
	カセットテープレコーダー	1台	<u>530円</u>	
	ディレイマシン	1台	<u>530円</u>	
	ワンポイントステレオマイク	1式	<u>1,080</u> 円	
	コンパクトディスクプレーヤー	1台	<u>530円</u>	
	ミニディスクプレーヤー	1台	<u>530円</u>	
その他	映写機16mm	1台	<u>3,240</u> 円付	スクリーン
	展示用スポット	1台	100円	
	シャワー室	1式	<u>530円</u>	
	電気受口1KW	1個	210円	
	パンチカーペット	1式	<u>1,610</u> 円	
	ビニールマット	1式	<u>1,610</u> 円	
	オーバーヘッドプロジェクター	1式	<u>530円</u>	移動式スク リーン付
	スライドプロジェクター	1式	<u>530円</u>	移動式スク リーン付
	移動用プロジェクター	1台	<u>1,080</u> 円	

	テープレコーダー	1台	<u>520円</u>	
	カセットテープレコーダー	1台	<u>520円</u>	
	ディレイマシン	1台	<u>520円</u>	
	ワンポイントステレオマイク	1式	<u>1,050</u> 円	
	コンパクトディスクプレーヤー	1台	<u>520円</u>	
	ミニディスクプレーヤー	1台	<u>520円</u>	
その他	映写機16mm	1台	<u>3,150</u> 円付	スクリーン
	展示用スポット	1台	100円	
	シャワー室	1式	<u>520円</u>	
	電気受口1KW	1個	210円	
	パンチカーペット	1式	<u>1,570</u> 円	
	ビニールマット	1式	<u>1,570</u> 円	
	オーバーヘッドプロジェクター	1式	<u>520円</u>	移動式スク リーン付
	スライドプロジェクター	1式	<u>520円</u>	移動式スク リーン付
	移動用プロジェクター	1台	<u>1,050</u> 円	

移動用スクリーン	1台	<u>530円</u>	
常設プロジェクター	1台	<u>10,80</u>	
		<u>0円</u>	
300型スクリーン	1台	<u>1,080</u>	
		<u>円</u>	
DVDプレーヤー	1台	<u>530円</u>	
ビデオデッキ	1台	<u>530円</u>	

備考 (略)

移動用スクリーン	1台	<u>520円</u>	
常設プロジェクター	1台	<u>10,50</u>	
		<u>0円</u>	
300型スクリーン	1台	<u>1,050</u>	
		<u>円</u>	
DVDプレーヤー	1台	<u>520円</u>	
ビデオデッキ	1台	<u>520円</u>	

備考 (略)

亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第8条関係）  
 （亀山市中央コミュニティセンター条例の一部改正）

改正後					改正前						
別表第1（第12条関係） コミュニティセンター利用料金 1 基本利用料金					別表第1（第12条関係） コミュニティセンター利用料金 1 基本利用料金						
種別\区分		午前	午後	夜間	全日	種別\区分		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで			午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
全室利用	平日	4,320 円	5,400 円	6,480 円	12,960 円	全室利用	平日	4,200 円	5,250 円	6,300 円	12,600 円
	日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）	5,400 円	6,480 円	8,640 円	17,280 円		全室利用	日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）	5,250 円	6,300 円	8,400 円

区分利用	平日	<u>1,490</u>	<u>1,830</u>	<u>2,260</u>	<u>4,320</u>
		円	円	円	円
区分利用	日曜日、土曜日及び祝日法による休日	<u>1,830</u>	<u>2,260</u>	<u>2,910</u>	<u>5,930</u>
		円	円	円	円

備考 (略)

### 2 冷暖房利用料金

区分		利用料金
全室利用	冷房	<u>5,400円</u>
	暖房	<u>4,320円</u>
区分利用	冷房	<u>1,610円</u>
	暖房	<u>1,080円</u>

備考 (略)

### 3 附属器具利用料金

品名	単位	利用料金
ピアノGIII	1台	<u>3,240円</u>
ギターアンプ	1台	<u>530円</u>
ベースアンプ	1台	<u>530円</u>
ドラムセット	1式	<u>860円</u>
映写機16mm	1式	<u>1,080円</u>
コンデンサーマイク	1本	<u>530円</u>
ダイナミックマイク	1本	<u>310円</u>

区分利用	平日	<u>1,450</u>	<u>1,780</u>	<u>2,200</u>	<u>4,200</u>
		円	円	円	円
区分利用	日曜日、土曜日及び祝日法による休日	<u>1,780</u>	<u>2,200</u>	<u>2,830</u>	<u>5,770</u>
		円	円	円	円

備考 (略)

### 2 冷暖房利用料金

区分		利用料金
全室利用	冷房	<u>5,250円</u>
	暖房	<u>4,200円</u>
区分利用	冷房	<u>1,570円</u>
	暖房	<u>1,050円</u>

備考 (略)

### 3 附属器具利用料金

品名	単位	利用料金
ピアノGIII	1台	<u>3,150円</u>
ギターアンプ	1台	<u>520円</u>
ベースアンプ	1台	<u>520円</u>
ドラムセット	1式	<u>840円</u>
映写機16mm	1式	<u>1,050円</u>
コンデンサーマイク	1本	<u>520円</u>
ダイナミックマイク	1本	<u>310円</u>

ワイヤレスマイク	1本	<u>1,080円</u>
展示用スポット	1台	100円
平台	1台	150円
スポットライト1KW	1台	150円
スポットライト500W	1台	50円
フォロースポットライト1KW	1台	<u>530円</u>
アッパーホリゾントライト	1回路	180円
ストリップライト12灯用	1回路	210円
シーリングスポットライト500W	1台	150円
プラステートカラー	1式	<u>1,080円</u>
はね返りスピーカー	1式	<u>1,080円</u>
モニタースピーカー	1式	<u>430円</u>
パワードミキサー	1式	<u>530円</u>
レコードプレーヤー	1台	<u>530円</u>
カセットテープレコーダー	1台	<u>530円</u>
パンチカーペット	1式	<u>1,610円</u>
ビニールマット	1式	<u>1,610円</u>
電気受口1KW	1口	210円
ビデオプロジェクター	1台	<u>1,610円</u>
備考 (略)		

ワイヤレスマイク	1本	<u>1,050円</u>
展示用スポット	1台	100円
平台	1台	150円
スポットライト1KW	1台	150円
スポットライト500W	1台	50円
フォロースポットライト1KW	1台	<u>520円</u>
アッパーホリゾントライト	1回路	180円
ストリップライト12灯用	1回路	210円
シーリングスポットライト500W	1台	150円
プラステートカラー	1式	<u>1,050円</u>
はね返りスピーカー	1式	<u>1,050円</u>
モニタースピーカー	1式	<u>420円</u>
パワードミキサー	1式	<u>520円</u>
レコードプレーヤー	1台	<u>520円</u>
カセットテープレコーダー	1台	<u>520円</u>
パンチカーペット	1式	<u>1,570円</u>
ビニールマット	1式	<u>1,570円</u>
電気受口1KW	1口	210円
ビデオプロジェクター	1台	<u>1,570円</u>
備考 (略)		

別表第2（第19条関係）

喫茶コーナー利用料金

区分	利用料金
喫茶コーナー	月額 51,420円

備考（略）

別表第2（第19条関係）

喫茶コーナー利用料金

区分	利用料金
喫茶コーナー	月額 50,000円

備考（略）



亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第9条関係）  
（亀山市運動施設等条例の一部改正）

改正後					改正前										
別表第2（第12条関係） 西野公園体育館施設利用料金					別表第2（第12条関係） 西野公園体育館施設利用料金										
利用区分		時間区分		(ア) 午	(イ) 午	(ウ) 午	(エ) 午	利用区分		時間区分		(ア) 午	(イ) 午	(ウ) 午	(エ) 午
		前9時から午後0時30分まで	後1時から午後5時30分まで	後6時から午後9時30分まで	前9時から午後9時30分まで	前9時から午後9時30分まで	後6時から午後9時30分まで			前9時から午後9時30分まで					
競技場	入場料等を徴収しない場合	スポーツ（職業と）して行うものを除く。）のため	学校（学校教育法（昭和26年法律第1条に	1,940円	2,690円	3,880円	7,120円	競技場	入場料等を徴収しない場合	スポーツ（職業と）して行うものを除く。）のため	学校（学校教育法（昭和26年法律第1条に	1,890円	2,620円	3,780円	6,930円

	する 場合	定め る学 校を いう。 以下 同 じ。)				
			一般	3, 240 円	4, 850 円	6, 480 円
	その他の場 合		16, 20 0円	21, 60 0円	32, 40 0円	59, 40 0円
入場料 等を徴 収する 場合	スポー ツ（職 業とし て行う ものを 除く。） のため に利用 する場 合	学校	3, 240 円	4, 850 円	6, 480 円	12, 96 0円
		一般	8, 640 円	11, 88 0円	16, 20 0円	27, 00 0円
	その他の場 合		43, 20 0円	64, 80 0円	86, 40 0円	162, 0 0円

	する 場合	定め る学 校を いう。 以下 同 じ。)				
			一般	3, 150 円	4, 720 円	6, 300 円
	その他の場 合		15, 75 0円	21, 00 0円	31, 50 0円	57, 75 0円
入場料 等を徴 収する 場合	スポー ツ（職 業とし て行う ものを 除く。） のため に利用 する場 合	学校	3, 150 円	4, 720 円	6, 300 円	12, 60 0円
		一般	8, 400 円	11, 55 0円	15, 75 0円	26, 25 0円
	その他の場 合		42, 00 0円	63, 00 0円	84, 00 0円	157, 5 0円

		興行を直接 の目的とする 場合	<u>75,60</u> 0円	<u>108,0</u> 00円	<u>151,2</u> 00円	<u>280,8</u> 00円
個人利 用日に おける 個人利 用	小学生及 び中学生		50円	50円	50円	—
	一般及び 高校生		100円	100円	100円	—
会議室	第1会議 室及び第 2会議室		<u>640円</u>	<u>750円</u>	<u>1,290</u> 円	<u>2,690</u> 円
	第3会議 室		<u>860円</u>	<u>960円</u>	<u>1,940</u> 円	<u>3,770</u> 円
トレーニング 室	小学生及 び中学生		50円	50円	50円	—
	一般及び 高校生		100円	100円	100円	—
備考 1～5 (略) 6 (ア) (イ) の時間区分においてフロアー照明のため点灯したときは、1時間につき全面の場合は <u>640円</u> を、半面の場合は <u>430円</u> を当該利用料金に加算した額とする。 7及び8 (略)						

		興行を直接 の目的とする 場合	<u>73,50</u> 0円	<u>105,0</u> 00円	<u>147,0</u> 00円	<u>273,0</u> 00円
個人利 用日に おける 個人利 用	小学生及 び中学生		50円	50円	50円	—
	一般及び 高校生		100円	100円	100円	—
会議室	第1会議 室及び第 2会議室		<u>630円</u>	<u>730円</u>	<u>1,260</u> 円	<u>2,620</u> 円
	第3会議 室		<u>840円</u>	<u>940円</u>	<u>1,890</u> 円	<u>3,670</u> 円
トレーニング 室	小学生及 び中学生		50円	50円	50円	—
	一般及び 高校生		100円	100円	100円	—
備考 1～5 (略) 6 (ア) (イ) の時間区分においてフロアー照明のため点灯したときは、1時間につき全面の場合は <u>630円</u> を、半面の場合は <u>420円</u> を当該利用料金に加算した額とする。 7及び8 (略)						

別表第3（第12条関係）

## 西野公園施設利用料金

	時間区分	利用料金	備考
野球場	午前8時30分から午後0時30分まで	640円	照明設備を利用したときは、1時間（1時間に満たない時間は、1時間とする。）につき4,320円を当該利用料金に加算した額とする。1時間を超えたときは、その超えた時間30分（30分に満たない時間は、30分とする。）につき2,160円を当該利用料金に加算した額とする。
	午後1時から午後5時30分まで	1,080円	
	午後6時から午後9時30分まで	1,080円	
	午前8時30分から午後5時30分まで	1,720円	
	午後1時から午後9時30分まで	2,160円	
	午前8時30分から午後9時30分まで	2,800円	
	運動広場	午前8時30分から午後0時30分まで	640円

別表第3（第12条関係）

## 西野公園施設利用料金

	時間区分	利用料金	備考
野球場	午前8時30分から午後0時30分まで	630円	照明設備を利用したときは、1時間（1時間に満たない時間は、1時間とする。）につき4,200円を当該利用料金に加算した額とする。1時間を超えたときは、その超えた時間30分（30分に満たない時間は、30分とする。）につき2,100円を当該利用料金に加算した額とする。
	午後1時から午後5時30分まで	1,050円	
	午後6時から午後9時30分まで	1,050円	
	午前8時30分から午後5時30分まで	1,680円	
	午後1時から午後9時30分まで	2,100円	
	午前8時30分から午後9時30分まで	2,730円	
	運動広場	午前8時30分から午後0時30分まで	630円

	午後1時から午後5時30分まで	1,080円			
	午前8時30分から午後5時30分まで	1,720円			
庭球場	利用区分	個人利用		専用利用	
	時間区分	中学生以下 1面につき	高校生及び 一般1面につき	学校全面につき	一般全面につき
	午前8時30分から午後0時30分まで	310円	530円	1,610円	2,690円
	午後1時から午後5時30分まで	530円	860円	2,160円	4,320円
	午後6時から午後9時30分まで	530円	860円	2,160円	4,320円
	午前8時30分から午後5時30分まで	—	—	3,770円	7,010円
	午後1時から午後9時30分まで	—	—	4,320円	8,640円
	午前8時30分か	—	—	5,930円	11,330円

	午後1時から午後5時30分まで	1,050円			
	午前8時30分から午後5時30分まで	1,680円			
庭球場	利用区分	個人利用		専用利用	
	時間区分	中学生以下 1面につき	高校生及び 一般1面につき	学校全面につき	一般全面につき
	午前8時30分から午後0時30分まで	310円	520円	1,570円	2,620円
	午後1時から午後5時30分まで	520円	840円	2,100円	4,200円
	午後6時から午後9時30分まで	520円	840円	2,100円	4,200円
	午前8時30分から午後5時30分まで	—	—	3,670円	6,820円
	午後1時から午後9時30分まで	—	—	4,200円	8,400円
	午前8時30分か	—	—	5,770円	11,020円

		ら午後9時30まで				円		0円	
備考		午後6時から午後9時30分までの利用については、照明設備利用のため個人利用1面につき1,290円、専用利用全面につき5,180円を利用料金に加算した額とする。							
プール	利用区分	個人利用			専用利用 (50メートルプール)				
		小学生未満	小学生及び中学生	高校生及び一般	学校	一般			
	時間区分								
	午前9時から午後0時30分まで	無料	50円	100円	5,400円	10,800円			
	午後1時から午後5時30分まで	無料	100円	210円	10,800円	21,600円			
	午前9時から午後5時30分まで	—	—	—	16,200円	32,400円			
	備考	(略)			(略)				
付記 (略)									
別表第4 (第12条関係)									
亀山公園施設利用料金									

		ら午後9時30まで				円		0円	
備考		午後6時から午後9時30分までの利用については、照明設備利用のため個人利用1面につき1,260円、専用利用全面につき5,040円を利用料金に加算した額とする。							
プール	利用区分	個人利用			専用利用 (50メートルプール)				
		小学生未満	小学生及び中学生	高校生及び一般	学校	一般			
	時間区分								
	午前9時から午後0時30分まで	無料	50円	100円	5,250円	10,500円			
	午後1時から午後5時30分まで	無料	100円	210円	10,500円	21,000円			
	午前9時から午後5時30分まで	—	—	—	15,750円	31,500円			
	備考	(略)			(略)				
付記 (略)									
別表第4 (第12条関係)									
亀山公園施設利用料金									

庭球場	利用区分	個人利用		専用利用	
		中学生以下1面につき	高校生及び一般1面につき	学校全面につき	一般全面につき
時間区分					
午前8時30分から午後0時30分まで		310円	530円	1,610円	2,690円
午後1時から午後5時30分まで		530円	860円	2,160円	4,320円
午前8時30分から午後5時30分まで		—	—	3,770円	7,010円
野外ステージ	午前8時30分から午後9時30分まで	1件につき 530円			
備考	放送設備を利用する場合は、860円を加算した額とする。				
付記 (略)					
別表第5 (第12条関係)					
東野公園体育館施設利用料金					
利用区分	時間区分	(ア) 午前9時から午後0時30分まで	(イ) 午後1時から午後5時30分まで	(ウ) 午後6時から午後9時30分まで	(エ) 午前9時から午後9時30分まで

庭球場	利用区分	個人利用		専用利用	
		中学生以下1面につき	高校生及び一般1面につき	学校全面につき	一般全面につき
時間区分					
午前8時30分から午後0時30分まで		310円	520円	1,570円	2,620円
午後1時から午後5時30分まで		520円	840円	2,100円	4,200円
午前8時30分から午後5時30分まで		—	—	3,670円	6,820円
野外ステージ	午前8時30分から午後9時30分まで	1件につき 520円			
備考	放送設備を利用する場合は、840円を加算した額とする。				
付記 (略)					
別表第5 (第12条関係)					
東野公園体育館施設利用料金					
利用区分	時間区分	(ア) 午前9時から午後0時30分まで	(イ) 午後1時から午後5時30分まで	(ウ) 午後6時から午後9時30分まで	(エ) 午前9時から午後9時30分まで

競技場	入場料等を徴収しない場合	スポーツ（職業として行うものを除く。）のため利用する場合	学校	<u>1,290</u>	<u>1,720</u>	<u>2,590</u>	<u>4,750</u>
				円	円	円	円
			一般	<u>2,160</u>	<u>3,240</u>	<u>4,320</u>	<u>8,640</u>
				円	円	円	円
	その他の場合		<u>10,800</u>	<u>14,350</u>	<u>21,600</u>	<u>39,520</u>	
			円	円	円	円	
競技場	入場料等を徴収する場合	スポーツ（職業として行うもの	学校	<u>2,160</u>	<u>3,240</u>	<u>4,320</u>	<u>8,640</u>
				円	円	円	円
			一般	<u>5,710</u>	<u>7,870</u>	<u>10,800</u>	<u>17,920</u>
				円	円	円	円

競技場	入場料等を徴収しない場合	スポーツ（職業として行うものを除く。）のため利用する場合	学校	<u>1,260</u>	<u>1,680</u>	<u>2,520</u>	<u>4,620</u>
				円	円	円	円
			一般	<u>2,100</u>	<u>3,150</u>	<u>4,200</u>	<u>8,400</u>
				円	円	円	円
	その他の場合		<u>10,500</u>	<u>13,960</u>	<u>21,000</u>	<u>38,430</u>	
			円	円	円	円	
競技場	入場料等を徴収する場合	スポーツ（職業として行うもの	学校	<u>2,100</u>	<u>3,150</u>	<u>4,200</u>	<u>8,400</u>
				円	円	円	円
			一般	<u>5,560</u>	<u>7,660</u>	<u>10,500</u>	<u>17,430</u>
				円	円	円	円



	を除く。)のため利用する場合					
	その他の場合	28,720円	43,200円	57,550円	108,000円	
個人利用日における個人利用	小学生及び中学生	50円	50円	50円	—	
	一般及び高校生	100円	100円	100円	—	
会議室		860円	960円	1,940円	3,770円	
トレーニング室	小学生及び中学生	50円	50円	50円	—	
	一般及び高校生	100円	100円	100円	—	
備考 1～5 (略) 6 (ア) (イ) の時間区分においてフロア照明のため点灯したとき						

	を除く。)のため利用する場合					
	その他の場合	27,930円	42,000円	55,960円	105,000円	
個人利用日における個人利用	小学生及び中学生	50円	50円	50円	—	
	一般及び高校生	100円	100円	100円	—	
会議室		840円	940円	1,890円	3,670円	
トレーニング室	小学生及び中学生	50円	50円	50円	—	
	一般及び高校生	100円	100円	100円	—	
備考 1～5 (略) 6 (ア) (イ) の時間区分においてフロア照明のため点灯したとき						

は、1時間につき全面の場合は640円を、半面の場合は430円を当該利用料金に加算した額とする。

7及び8 (略)

別表第6 (第12条関係)

東野公園施設利用料金

	時間区分	利用料金	備考
ソフトボール場	午前8時30分から午後0時30分まで	310円	照明設備を利用したときは、1時間(1時間に満たない時間は、1時間とする。)につき <u>4,320円</u> を加算した額とする。1時間を超えたときは、その超えた時間30分(30分に満たない時間は、30分とする。)につき <u>2,160円</u> を加算した額とする。
	午後1時から午後5時30分まで	530円	
	午後6時から午後9時30分まで	530円	
	午前8時30分から午後5時30分まで	860円	
運動広	午後1時から午後9時30分まで	1,080円	個人利用の場合は、無料とする。照明設備を利用したときは、1時間(1時間に満たない
	午前8時30分から午後9時30分まで	1,390円	
	午前8時30分から午後0時30分まで	640円	

は、1時間につき全面の場合は630円を、半面の場合は420円を当該利用料金に加算した額とする。

7及び8 (略)

別表第6 (第12条関係)

東野公園施設利用料金

	時間区分	利用料金	備考
ソフトボール場	午前8時30分から午後0時30分まで	310円	照明設備を利用したときは、1時間(1時間に満たない時間は、1時間とする。)につき <u>4,200円</u> を加算した額とする。1時間を超えたときは、その超えた時間30分(30分に満たない時間は、30分とする。)につき <u>2,100円</u> を加算した額とする。
	午後1時から午後5時30分まで	520円	
	午後6時から午後9時30分まで	520円	
	午前8時30分から午後5時30分まで	840円	
運動広	午後1時から午後9時30分まで	1,050円	個人利用の場合は、無料とする。照明設備を利用したときは、1時間(1時間に満たない
	午前8時30分から午後9時30分まで	1,360円	
	午前8時30分から午後0時30分まで	630円	

場	分まで	0円	時間は、1時間とする。)につ
	午後6時から午後9時30分まで	1,080円	き4,320円を加算した額とする。1時間を超えたときは、
	午前8時30分から午後5時30分まで	1,720円	その超えた時間30分(30分に満たない時間は、30分とす
	午後1時から午後9時30分まで	2,160円	る。)につき2,160円を加算した額とする。
	午前8時30分から午後9時30分まで	2,800円	
ゲ	午前8時30分から午後0時30分まで	310円	個人利用の場合は、無料とする。
ト	午後1時から午後5時30分まで	530円	
ボ	午前8時30分から午後5時30分まで	860円	
ル			
場			

備考 (略)

別表第7 (第12条関係)

西野公園体育館設備器具利用料金

設備器具の名称	時間区分	入場料等を徴収しない場合	入場料等を徴収する場合
シャワー装置	1回 1室につき	学校 530円	学校 530円

場	分まで	0円	時間は、1時間とする。)につ
	午後6時から午後9時30分まで	1,050円	き4,200円を加算した額とする。1時間を超えたときは、
	午前8時30分から午後5時30分まで	1,680円	その超えた時間30分(30分に満たない時間は、30分とす
	午後1時から午後9時30分まで	2,100円	る。)につき2,100円を加算した額とする。
	午前8時30分から午後9時30分まで	2,730円	
ゲ	午前8時30分から午後0時30分まで	310円	個人利用の場合は、無料とする。
ト	午後1時から午後5時30分まで	520円	
ボ	午前8時30分から午後5時30分まで	840円	
ル			
場			

備考 (略)

別表第7 (第12条関係)

西野公園体育館設備器具利用料金

設備器具の名称	時間区分	入場料等を徴収しない場合	入場料等を徴収する場合
シャワー装置	1回 1室につき	学校 520円	学校 520円

		一般 <u>1,080円</u>	一般 <u>1,080円</u>
会議用机	1回 1脚につき	50円	50円
折り畳み椅子	1回 1脚につき	30円	30円
テニス用器具	1回 1組につき	210円	<u>430円</u>
バスケット用器具	1回 1組につき	210円	<u>430円</u>
バドミントン用器具	1回 1組につき	100円	210円
バレーボール用器具	1回 1組につき	210円	<u>430円</u>
インディアカ用器具	1回 1組につき	100円	210円
卓球用器具	1回 1台につき	100円	210円
柔道用器具	1回 1畳につき	20円	40円
フットサル用器具	1回 1組につき	100円	210円
放送装置	1回 1式につき	<u>860円</u>	<u>1,720円</u>
ポータブルステージ	1回 1脚につき	210円	<u>430円</u>
フローアシート	1回 1枚につき	50円	50円

備考 (略)

別表第8 (第12条関係)

東野公園体育館設備器具利用料金

設備器具の名称	時間区分	入場料等を徴収しない場合	入場料等を徴収する場合
シャワー装置	1回 1室につ	学校 <u>530円</u>	学校 <u>530円</u>

		一般 <u>1,050円</u>	一般 <u>1,050円</u>
会議用机	1回 1脚につき	50円	50円
折り畳み椅子	1回 1脚につき	30円	30円
テニス用器具	1回 1組につき	210円	<u>420円</u>
バスケット用器具	1回 1組につき	210円	<u>420円</u>
バドミントン用器具	1回 1組につき	100円	210円
バレーボール用器具	1回 1組につき	210円	<u>420円</u>
インディアカ用器具	1回 1組につき	100円	210円
卓球用器具	1回 1台につき	100円	210円
柔道用器具	1回 1畳につき	20円	40円
フットサル用器具	1回 1組につき	100円	210円
放送装置	1回 1式につき	<u>840円</u>	<u>1,680円</u>
ポータブルステージ	1回 1脚につき	210円	<u>420円</u>
フローアシート	1回 1枚につき	50円	50円

備考 (略)

別表第8 (第12条関係)

東野公園体育館設備器具利用料金

設備器具の名称	時間区分	入場料等を徴収しない場合	入場料等を徴収する場合
シャワー装置	1回 1室につ	学校 <u>520円</u>	学校 <u>520円</u>

	き	一般 <u>1,080</u> 円	一般 <u>1,080</u> 円
会議用机	1回 1脚につ き	50円	50円
折り畳み椅子	1回 1脚につ き	30円	30円
テニス用器具	1回 1組につ き	210円	<u>430円</u>
バスケット用器具	1回 1組につ き	210円	<u>430円</u>
バドミントン練習板	1回 1組につ き	100円	210円
バレーボール用器具	1回 1組につ き	210円	<u>430円</u>
インディアカ用器具	1回 1組につ き	100円	210円
卓球用器具	1回 1台につ き	100円	210円
フットサル用器具	1回 1組につ き	100円	210円
放送装置	1回 1式につ き	<u>860円</u>	<u>1,720円</u>

	き	一般 <u>1,050</u> 円	一般 <u>1,050</u> 円
会議用机	1回 1脚につ き	50円	50円
折り畳み椅子	1回 1脚につ き	30円	30円
テニス用器具	1回 1組につ き	210円	<u>420円</u>
バスケット用器具	1回 1組につ き	210円	<u>420円</u>
バドミントン練習板	1回 1組につ き	100円	210円
バレーボール用器具	1回 1組につ き	210円	<u>420円</u>
インディアカ用器具	1回 1組につ き	100円	210円
卓球用器具	1回 1台につ き	100円	210円
フットサル用器具	1回 1組につ き	100円	210円
放送装置	1回 1式につ き	<u>840円</u>	<u>1,680円</u>

フローシート	1回 1枚につき	50円	50円
--------	----------	-----	-----

備考 (略)

別表第9 (第12条関係)

西野公園プール設備器具利用料金

名称	利用区分	利用料金	備考
ロッカー	1個1回につき	50円	「1回」とは、1日を限度とし、施設利用時間内とする。
水泳競技器具	1式1回につき	3,240円	「1回」とは、午前9時から午後0時30分まで又は午後1時から午後5時30分までのいずれかとする。
拡声装置	1式1回につき	310円	

別表第10 (第12条関係)

観音山テニスコート利用料金

利用区分 時間区分	個人利用		専用利用	
	中学生以下1面につき	高校生及び一般1面につき	学校2面につき	一般2面につき
午前8時30分から午後0時30分まで	310円	530円	800円	1,340円

フローシート	1回 1枚につき	50円	50円
--------	----------	-----	-----

備考 (略)

別表第9 (第12条関係)

西野公園プール設備器具利用料金

名称	利用区分	利用料金	備考
ロッカー	1個1回につき	50円	「1回」とは、1日を限度とし、施設利用時間内とする。
水泳競技器具	1式1回につき	3,150円	「1回」とは、午前9時から午後0時30分まで又は午後1時から午後5時30分までのいずれかとする。
拡声装置	1式1回につき	310円	

別表第10 (第12条関係)

観音山テニスコート利用料金

利用区分 時間区分	個人利用		専用利用	
	中学生以下1面につき	高校生及び一般1面につき	学校2面につき	一般2面につき
午前8時30分から午後0時30分まで	310円	520円	780円	1,310円

午後1時から 午後5時30 分まで	<u>530円</u>	<u>860円</u>	<u>1,080円</u>	<u>2,160円</u>
午後6時から 午後9時30 分まで	<u>530円</u>	<u>860円</u>	<u>1,080円</u>	<u>2,160円</u>
午前8時30 分から午後5 時30分まで	—	—	<u>1,880円</u>	<u>3,500円</u>
午後1時から 午後9時30 分まで	—	—	<u>2,160円</u>	<u>4,320円</u>
午前8時30 分から午後9 時30分まで	—	—	<u>2,960円</u>	<u>5,660円</u>

備考

- 午後6時から午後9時30分までの利用については、照明設備利用のため個人利用1面につき1,290円、専用利用2面につき2,590円を利用料金に加算した額とする。
- (略)

午後1時から 午後5時30 分まで	<u>520円</u>	<u>840円</u>	<u>1,050円</u>	<u>2,100円</u>
午後6時から 午後9時30 分まで	<u>520円</u>	<u>840円</u>	<u>1,050円</u>	<u>2,100円</u>
午前8時30 分から午後5 時30分まで	—	—	<u>1,830円</u>	<u>3,410円</u>
午後1時から 午後9時30 分まで	—	—	<u>2,100円</u>	<u>4,200円</u>
午前8時30 分から午後9 時30分まで	—	—	<u>2,880円</u>	<u>5,510円</u>

備考

- 午後6時から午後9時30分までの利用については、照明設備利用のため個人利用1面につき1,260円、専用利用2面につき2,520円を利用料金に加算した額とする。
- (略)

亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第10条関係）  
（亀山市関総合スポーツ公園多目的グラウンド条例の一部改正）

改正後			改正前		
別表（第12条関係）			別表（第12条関係）		
時間区分	利用料金（1面につき）		時間区分	利用料金（1面につき）	
	市民が利用する場合	市民以外の者が利用する場合		市民が利用する場合	市民以外の者が利用する場合
午前8時30分から午後0時30分まで	200円	<u>2,050円</u>	午前8時30分から午後0時30分まで	200円	<u>2,000円</u>
午後1時から午後5時30分まで	<u>410円</u>	<u>4,110円</u>	午後1時から午後5時30分まで	<u>400円</u>	<u>4,000円</u>
午後6時から午後9時30分まで	<u>410円</u>	<u>4,110円</u>	午後6時から午後9時30分まで	<u>400円</u>	<u>4,000円</u>
午前8時30分から午後5時30分まで	<u>610円</u>	<u>6,170円</u>	午前8時30分から午後5時30分まで	<u>600円</u>	<u>6,000円</u>
<p>備考</p> <p>1 器具を利用する場合は、1回につき<u>510円</u>を当該利用料金に加算した額とする。</p> <p>2 照明設備を利用する場合は、1回につき市民が利用するときは<u>5,140円</u>を、市民以外の者が利用するときは市民が利用するときの倍額を当該利用料金に加算した額とする。</p> <p>3 (略)</p>			<p>備考</p> <p>1 器具を利用する場合は、1回につき<u>500円</u>を当該利用料金に加算した額とする。</p> <p>2 照明設備を利用する場合は、1回につき市民が利用するときは<u>5,000円</u>を、市民以外の者が利用するときは市民が利用するときの倍額を当該利用料金に加算した額とする。</p> <p>3 (略)</p>		



亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第11条関係）  
 （亀山市関B&G海洋センター条例の一部改正）

改正後					改正前					
別表（第12条関係） 1 体育館・トレーニングルーム・ミーティングルーム					別表（第12条関係） 1 体育館・トレーニングルーム・ミーティングルーム					
区分		利用料金			区分		利用料金			
		午前9時から 午後0時30 分まで	午後1時から 午後5時30 分まで	午後6時から 午後9時30 分まで			午前9時から 午後0時30 分まで	午後1時から 午後5時30 分まで	午後6時から 午後9時30 分まで	
体育館	中学生以下	50円	50円	50円	体育館	中学生以下	50円	50円	50円	
	一般	100円	100円	100円		団体	全面 利用	1,230円	1,230円	1,230円
	全面 利用	1,230円	1,230円	1,230円			半面 利用	610円	610円	610円
		610円	610円	610円				610円	610円	610円
トレーニング ルーム	中学生以下	50円	50円	50円	トレーニング ルーム	中学生以下	50円	50円	50円	
	一般	100円	100円	100円		団体	1,200円	1,200円	1,200円	
	1,230円	1,230円	1,230円	1,200円			1,200円	1,200円		
ミーティング ルーム	一般	510円	510円	510円	ミーティング ルーム	一般	500円	500円	500円	
備考（略）					備考（略）					
2（略）					2（略）					

亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第12条関係）  
（関まちなみ文化センター条例の一部改正）

改正後				改正前			
別表（第8条関係） 1 集会室及び展示室の使用料				別表（第8条関係） 1 集会室及び展示室の使用料			
区分	使用料			区分	使用料		
	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで		午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
集会室	510円	510円	510円	集会室	500円	500円	500円
展示室	510円	510円	510円	展示室	500円	500円	500円
備考 1及び2（略） 3 冷暖房を使用する場合は、当該使用料に610円を加算する。				備考 1及び2（略） 3 冷暖房を使用する場合は、当該使用料に600円を加算する。			
2 貸店舗の使用料				2 貸店舗の使用料			
区分	単位	使用料		区分	単位	使用料	
貸店舗	1区画	月額 12,340円		貸店舗	1区画	月額 12,000円	

亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第13条関係）  
（関宿散策拠点施設条例の一部改正）

改正後				改正前			
別表（第8条関係）				別表（第8条関係）			
区分	使用料			区分	使用料		
	午前9時から午後 1時まで	午後1時から午後 5時まで	午後5時から午後 9時まで		午前9時から午後 1時まで	午後1時から午後 5時まで	午後5時から午後 9時まで
関宿西の追分休 憩施設研修室	<u>710円</u>	<u>710円</u>	<u>710円</u>	関宿西の追分休 憩施設研修室	<u>700円</u>	<u>700円</u>	<u>700円</u>
関宿地蔵町散策 拠点施設研修室	<u>710円</u>	<u>710円</u>	<u>710円</u>	関宿地蔵町散策 拠点施設研修室	<u>700円</u>	<u>700円</u>	<u>700円</u>
関宿木崎町散策 拠点施設研修室	<u>710円</u>	<u>710円</u>	<u>710円</u>	関宿木崎町散策 拠点施設研修室	<u>700円</u>	<u>700円</u>	<u>700円</u>
備考（略）				備考（略）			

亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第14条関係）  
 （亀山市国民宿舎関ロッジ条例の一部改正）

改正後					改正前				
別表第2（第14条関係）					別表第2（第14条関係）				
区分	施設	単位	利用料金		区分	施設	単位	利用料金	
宿泊	一般室	1人	一般	4,212円	宿泊	一般室	1人	一般	4,095円
			小学生	3,564円				小学生	3,465円
			幼児	2,160円				幼児	2,100円
	特別室	1人	一般	5,616円	特別室	1人	一般	5,460円	
			小学生	4,536円			小学生	4,410円	
			幼児	2,592円			幼児	2,520円	
	寝台車	1人	一般	3,132円	寝台車	1人	一般	3,045円	
			小学生	2,592円			小学生	2,520円	
			幼児	1,672円			幼児	1,627円	
休憩	一般室	1人	一般	2,052円	休憩	一般室	1人	一般	1,995円
			小学生	1,564円				小学生	1,522円
			幼児	無料				幼児	無料
	特別室	1人	一般	2,484円	特別室	1人	一般	2,415円	
			小学生	1,780円			小学生	1,732円	
			幼児	無料			幼児	無料	
会議等	大広間	1室、4時間	9,936円		会議等	大広間	1室、4時間	9,660円	

中広間	半室	1室、4時間	3,726円
	全室	1室、4時間	7,452円
小広間		1室、4時間	4,968円
その他個室		1室、4時間	2,484円

備考

1及び2 (略)

3 宿泊の場合で、一般室及び特別室の和室を1人で利用したときは、当該利用料金に1,080円を加算する。ただし、指定管理者が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

4～6 (略)

中広間	半室	1室、4時間	3,623円
	全室	1室、4時間	7,245円
小広間		1室、4時間	4,830円
その他個室		1室、4時間	2,415円

備考

1及び2 (略)

3 宿泊の場合で、一般室及び特別室の和室を1人で利用したときは、当該利用料金に1,050円を加算する。ただし、指定管理者が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

4～6 (略)

亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第15条関係）  
 （亀山市石水溪キャンプ場施設条例の一部改正）

改正後				改正前			
別表（第12条関係）				別表（第12条関係）			
種目	利用区分	単位	利用料金	種目	利用区分	単位	利用料金
バンガロー施設	午後4時から翌日午前9時まで	1人	<u>1,080円</u> (530円)	バンガロー施設	午後4時から翌日午前9時まで	1人	<u>1,050円</u> (520円)
	午前10時から午後3時まで	1人	<u>430円</u> (210円)		午前10時から午後3時まで	1人	<u>420円</u> (210円)
テント村	午後4時から翌日午前9時まで	1ブロック	<u>6,480円</u> (3,240円)	テント村	午後4時から翌日午前9時まで	1ブロック	<u>6,300円</u> (3,150円)
		貸切り	<u>21,600円</u> (10,800円)			貸切り	<u>21,000円</u> (10,500円)
	午前10時から午後3時まで	1団体	<u>4,320円</u> (2,160円)	午前10時から午後3時まで	1団体	<u>4,200円</u> (2,100円)	
屋内研修施設	午後4時から翌日午前9時まで	1室	<u>21,600円</u> (10,800円)	屋内研修施設	午後4時から翌日午前9時まで	1室	<u>21,000円</u> (10,500円)
		貸切り	<u>54,000円</u> (27,000円)			貸切り	<u>52,500円</u> (26,250円)

午前10時から午後3時まで	1室	<u>12,960円</u> (6,480円)
	貸切り	<u>32,400円</u> (16,200円)

備考 (略)

午前10時から午後3時まで	1室	<u>12,600円</u> (6,300円)
	貸切り	<u>31,500円</u> (15,750円)

備考 (略)

亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第16条関係）  
（亀山市斎場条例の一部改正）

改正後					改正前								
別表（第6条関係）					別表（第6条関係）								
施設	区分	単位	使用料		備考	施設	区分	単位	使用料		備考		
			市内	市外					市内	市外			
火葬施設	大人（12歳以上の者）	1体	4,000円	40,000円		火葬施設	大人（12歳以上の者）	1体	4,000円	40,000円			
	小人（12歳未満の者）	1体	3,000円	30,000円			小人（12歳未満の者）	1体	3,000円	30,000円			
	死産児（妊娠4月以上の胎児）	1体	2,000円	20,000円			死産児（妊娠4月以上の胎児）	1体	2,000円	20,000円			
葬儀場	通夜の み	式場 (大)	61,710円	185,140円	午後4時から翌日午前10時まで	葬儀場	通夜の み	式場 (大)	60,000円	180,000円	午後4時から翌日午前10時まで		
		式場 (小)	46,280円	138,850円				式場 (小)	45,000円	135,000円			
	告別式 のみ	式場 (大)	51,420円	154,280円	午前10時から午後3時まで	葬儀場	告別式 のみ	式場 (大)	50,000円	150,000円	午前10時から午後3時まで		
		式場 (小)	35,990円	108,000円				式場 (小)	35,000円	105,000円			
	通夜か ら告別	式場 (大)	1回	102,850円	308,570円	午後4時から翌日午後	葬儀場	通夜か ら告別	式場 (大)	1回	100,000円	300,000円	午後4時から翌日午後



	式まで	式場 (小)	1回	71,990 円	216,000 円	3時まで		式まで	式場 (小)	1回	70,000 円	210,000 円	3時まで
焼却施設	小動物		1匹	3,080円	30,850円	10キログラムを超	焼却施設	小動物		1匹	3,000円	30,000円	10キログラムを超
	身体の一部、胞衣等(10キログラムまで)		1件	3,080円	—	る量が5キログラムまでごとに1,020円		身体の一部、胞衣等(10キログラムまで)		1件	3,000円	—	る量が5キログラムまでごとに1,000円
備考 (略)							備考 (略)						

亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第17条関係）  
 （亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正）

改正後			改正前		
別表第2（第22条関係）			別表第2（第22条関係）		
種類	区分	手数料の額	種類	区分	手数料の額
動物の死体	犬及び猫	1頭につき <u>2,050円</u>	動物の死体	犬及び猫	1頭につき <u>2,000円</u>
	その他	市長がその都度定める額		その他	市長がその都度定める額
その他の一般廃棄物	事業活動によって生じた一般廃棄物	搬入量10キログラムにつき（10キログラム未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該搬入量が10キログラム未満のときは、10キログラムとする。） <u>100円</u>	その他の一般廃棄物	事業活動によって生じた一般廃棄物	搬入量10キログラムにつき（10キログラム未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該搬入量が10キログラム未満のときは、10キログラムとする。） <u>100円</u>
	上記以外の一般廃棄物			上記以外の一般廃棄物	
	1 搬入量が350キログラム以下のとき。	<u>1,540円</u> 。ただし、市内に住所を有する者が自ら搬入するときは、当該手数料を免除する。		1 搬入量が350キログラム以下のとき。	<u>1,500円</u> 。ただし、市内に住所を有する者が自ら搬入するときは、当該手数料を免除する。
	2 搬入量が350キログラムを超え400キログラム以下のとき。	<u>1,540円</u>		2 搬入量が350キログラムを超え400キログラム以下のとき。	<u>1,500円</u>

	3 搬入量が400キログラムを超えるとき。	1,540円に100キログラムにつき510円を加算した額。ただし、100キログラム未満の端数があるときは、100キログラムとみなす。		3 搬入量が400キログラムを超えるとき。	1,500円に100キログラムにつき500円を加算した額。ただし、100キログラム未満の端数があるときは、100キログラムとみなす。
備考 (略)			備考 (略)		

亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第18条関係）  
 （亀山市林業総合センター条例の一部改正）

改正後				改正前			
別表（第9条関係）				別表（第9条関係）			
区分	使用料			区分	使用料		
	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで		午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで
大研修室及び中会議室	<u>2,050円</u> (710円)	<u>2,050円</u> (710円)	<u>2,050円</u> (710円)	大研修室及び中会議室	<u>2,000円</u> (700円)	<u>2,000円</u> (700円)	<u>2,000円</u> (700円)
大研修室	<u>1,330円</u> (710円)	<u>1,330円</u> (710円)	<u>1,330円</u> (710円)	大研修室	<u>1,300円</u> (700円)	<u>1,300円</u> (700円)	<u>1,300円</u> (700円)
中会議室	<u>820円</u> (410円)	<u>820円</u> (410円)	<u>820円</u> (410円)	中会議室	<u>800円</u> (400円)	<u>800円</u> (400円)	<u>800円</u> (400円)
小会議室	<u>710円</u> (300円)	<u>710円</u> (300円)	<u>710円</u> (300円)	小会議室	<u>700円</u> (300円)	<u>700円</u> (300円)	<u>700円</u> (300円)
特産加工室	<u>1,020円</u> (510円)	<u>1,020円</u> (510円)	<u>1,020円</u> (510円)	特産加工室	<u>1,000円</u> (500円)	<u>1,000円</u> (500円)	<u>1,000円</u> (500円)
和室	<u>710円</u> (300円)	<u>710円</u> (300円)	<u>710円</u> (300円)	和室	<u>700円</u> (300円)	<u>700円</u> (300円)	<u>700円</u> (300円)
備考（略）				備考（略）			

亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第19条関係）  
 （亀山市勤労文化会館条例の一部改正）

改正後					改正前				
別表（第12条関係）					別表（第12条関係）				
区分	利用料金（1室当たり）				区分	利用料金（1室当たり）			
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
大会議室	2,260円	2,260円	2,260円	6,170円	大会議室	2,200円	2,200円	2,200円	6,000円
会議室	1,230円	1,230円	1,230円	3,080円	会議室	1,200円	1,200円	1,200円	3,000円
和室	1,230円	1,230円	1,230円	3,080円	和室	1,200円	1,200円	1,200円	3,000円
備考（略）					備考（略）				

亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第20条関係）  
（亀山市道路占用料徴収条例の一部改正）

改正後	改正前
<p>（占用料の額） 第2条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての占用料の額は、前項本文の規定により算定した額（その額が100円に満たない場合にあつては、括弧書により100円とする前の額）に<u>100分の108</u>を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、前項ただし書により算定することとなる場合にあつては、各年度の占用料の額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額とする。</p>	<p>（占用料の額） 第2条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての占用料の額は、前項本文の規定により算定した額（その額が100円に満たない場合にあつては、括弧書により100円とする前の額）に<u>100分の105</u>を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、前項ただし書により算定することとなる場合にあつては、各年度の占用料の額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額とする。</p>

亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第21条関係）  
（亀山市都市公園条例の一部改正）

改正後				改正前							
別表第2（第16条関係）				別表第2（第16条関係）							
区分		単位	使用料	区分		単位	使用料				
公園施設を設置する場合		1平方メートルにつき1年	530円	公園施設を設置する場合		1平方メートルにつき1年	520円				
公園施設を管理する場合		1平方メートルにつき1年	530円	公園施設を管理する場合		1平方メートルにつき1年	520円				
都市公園の占有をする場合	鉄塔を設置する場合	1基1平方メートルにつき1年	580円	都市公園の占有をする場合	鉄塔を設置する場合	1基1平方メートルにつき1年	570円				
	電柱、支線又は支柱を設置する場合	1本につき1年	800円		都市公園の占有をする場合	電柱、支線又は支柱を設置する場合	1本につき1年	780円			
	標柱その他これらに類するものを設置する場合	1本につき1月	50円			都市公園の占有をする場合	標柱その他これらに類するものを設置する場合	1本につき1月	50円		
	架空線、地下埋設物等を設置する場合	1メートルにつき1年	56円				都市公園の占有をする場合	架空線、地下埋設物等を設置する場合	1メートルにつき1年	55円	
	仮設工作物を設置する場合	1平方メートルにつき1日	10円					都市公園の占有をする場合	仮設工作物を設置する場合	1平方メートルにつき1日	10円
	その他の占有物件	1平方メートルにつき1日	10円						都市公園の占有をする場合	その他の占有物件	1平方メートルにつき1日
都市公園	物品の販売、募金その他これ	1平方メートルにつき1	20円	都市公園						物品の販売、募金その他これ	1平方メートルにつき1

内において行為をする場合	らに類する行為をする場合	日	
	業として写真を撮影する場合	写真機1台につき1台	210円
	業として映画を撮影する場合	1日	<u>1,080円</u>
	興行を行う場合	1平方メートルにつき1日	20円
	展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しを行う場合	1件につき1日	<u>530円</u>

内において行為をする場合	らに類する行為をする場合	日	
	業として写真を撮影する場合	写真機1台につき1台	210円
	業として映画を撮影する場合	1日	<u>1,050円</u>
	興行を行う場合	1平方メートルにつき1日	20円
	展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しを行う場合	1件につき1日	<u>520円</u>



亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第22条関係）  
（亀山市公共下水道条例の一部改正）

改正後				改正前			
別表第3（第25条関係）				別表第3（第25条関係）			
基本使用料金		従量使用料金		基本使用料金		従量使用料金	
汚水の量	料金	汚水の量	料金（1立方メートルにつき）	汚水の量	料金	汚水の量	料金（1立方メートルにつき）
10立方メートルまで	972円	10立方メートルを超え20立方メートルまで	145円	10立方メートルまで	945円	10立方メートルを超え20立方メートルまで	141円
		20立方メートルを超え30立方メートルまで	162円			20立方メートルを超え30立方メートルまで	157円
		30立方メートルを超え50立方メートルまで	183円			30立方メートルを超え50立方メートルまで	178円
		50立方メートルを超え100立方メートルまで	210円			50立方メートルを超え100立方メートルまで	204円
		100立方メートルを超え500立方メートルまで	243円			100立方メートルを超え500立方メートルまで	236円
		500立方メートルを超えるもの	275円			500立方メートルを超えるもの	267円

亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第23条関係）  
 （亀山市農業集落排水処理施設条例の一部改正）

改正後			改正前		
別表第2（第11条関係）			別表第2（第11条関係）		
区分	月額使用料（1戸当たり）		区分	月額使用料（1戸当たり）	
一般家庭	基本料金	2,160円	一般家庭	基本料金	2,100円
	人数割料金	1人につき 540円		人数割料金	1人につき 525円
一般家庭 以外	基本料金	2,160円	一般家庭 以外	基本料金	2,100円
	人数割料金	処理対象人員1人につき 540円		人数割料金	処理対象人員1人につき 525円
備考（略）			備考（略）		

亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第24条関係）  
（鈴鹿峠自然の家条例の一部改正）

改正後				改正前			
別表（第8条関係） 1 施設利用料				別表（第8条関係） 1 施設利用料			
区分	使用時間	単位	使用料	区分	使用時間	単位	使用料
宿泊室1	午後1時から翌日の正午まで	1室	<u>10,280円</u>	宿泊室1	午後1時から翌日の正午まで	1室	<u>10,000円</u>
宿泊室2	午後1時から翌日の正午まで	1室	<u>10,280円</u>	宿泊室2	午後1時から翌日の正午まで	1室	<u>10,000円</u>
川の学習室	午後1時から翌日の正午まで	1室	<u>10,280円</u>	川の学習室	午後1時から翌日の正午まで	1室	<u>10,000円</u>
	午前9時から正午まで	1室	<u>1,020円</u>		午前9時から正午まで	1室	<u>1,000円</u>
	午後1時から午後5時まで	1室	<u>1,020円</u>		午後1時から午後5時まで	1室	<u>1,000円</u>
	午後6時から午後9時30分まで	1室	<u>1,020円</u>		午後6時から午後9時30分まで	1室	<u>1,000円</u>
森の学習室	午後1時から翌日の正午まで	1室	<u>10,280円</u>	森の学習室	午後1時から翌日の正午まで	1室	<u>10,000円</u>
	午前9時から正午まで	1室	<u>1,020円</u>		午前9時から正午まで	1室	<u>1,000円</u>
	午後1時から午後5時まで	1室	<u>1,020円</u>		午後1時から午後5時まで	1室	<u>1,000円</u>
	午後6時から午後9時30分まで	1室	<u>1,020円</u>		午後6時から午後9時30分まで	1室	<u>1,000円</u>
和室	午後1時から翌日の正午まで	1室	<u>13,370円</u>	和室	午後1時から翌日の正午まで	1室	<u>13,000円</u>
	午前9時から正午まで	1室	<u>1,330円</u>		午前9時から正午まで	1室	<u>1,300円</u>
	午後1時から午後5時まで	1室	<u>1,330円</u>		午後1時から午後5時まで	1室	<u>1,300円</u>
	午後6時から午後9時30分まで	1室	<u>1,330円</u>		午後6時から午後9時30分まで	1室	<u>1,300円</u>
屋外施設	午後1時から翌日の正午まで	1回	<u>1,020円</u>	屋外施設	午後1時から翌日の正午まで	1回	<u>1,000円</u>
	午前9時から午後5時まで	1回	<u>510円</u>		午前9時から午後5時まで	1回	<u>500円</u>

会議室	午前9時から正午まで	1室	<u>510円</u>
	午後1時から午後5時まで	1室	<u>510円</u>
	午後6時から午後9時30分まで	1室	<u>510円</u>
プール	午前9時から午後4時30分まで	1人	100円(小学生未満の者が使用する場合には、無料)
天文台	午後6時30分から午後9時30分まで	1人	100円(小学生未満の者が使用する場合には、無料)

備考 (略)

2 物品使用料

物品	単位	使用料
テント(6人用)	1張	<u>510円</u>

会議室	午前9時から正午まで	1室	<u>500円</u>
	午後1時から午後5時まで	1室	<u>500円</u>
	午後6時から午後9時30分まで	1室	<u>500円</u>
プール	午前9時から午後4時30分まで	1人	100円(小学生未満の者が使用する場合には、無料)
天文台	午後6時30分から午後9時30分まで	1人	100円(小学生未満の者が使用する場合には、無料)

備考 (略)

2 物品使用料

物品	単位	使用料
テント(6人用)	1張	<u>500円</u>

亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第25条関係）  
（亀山市水道事業給水条例の一部改正）

改正後						改正前							
(水道料金の額)						(水道料金の額)							
第32条 (略)						第32条 (略)							
2 北中勢水道に係る給水を受けた場合の水道料金は、別表第2に定める基本料金、使用料金及び超過料金の合計額 <u>（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）</u> とする。						2 北中勢水道に係る給水を受けた場合の水道料金は、別表第2に定める基本料金、使用料金及び超過料金の合計額_____とする。							
別表第1（第32条関係）						別表第1（第32条関係）							
種別	料率 用途	基本料金（1月につき）			超過料金 （1立方メートルにつき）	摘要	種別	料率 用途	基本料金（1月につき）			超過料金 （1立方メートルにつき）	摘要
		メーター 口径	水量	料金					メーター 口径	水量	料金		
専用	一般用	13ミリメートル	10立方メートルまで	1,080円	11立方メートルから 20立方メートルまで 95円 21立方メートルから 30立方メートル		専用	一般用	13ミリメートル	10立方メートルまで	1,050円	11立方メートルから 20立方メートルまで 92円 21立方メートルから 30立方メートル	
		20ミリメートル		1,285円					1,249円				
		25ミリメートル		1,674円					1,627円				
		30ミリメートル		2,505円					2,436円				

40ミリメートル	<u>4,849円</u>	1メートルまで 97円
50ミリメートル	<u>8,078円</u>	31立方メートルから
75ミリメートル	<u>11,016円</u>	50立方メートルまで
100ミリメートル	<u>18,738円</u>	99円
150ミリメートル	<u>42,660円</u>	51立方メートルから
200ミリメートル	<u>72,360円</u>	100立方メートルまで 120円
		101立方メートルから200立方メートルまで 147円
		201立方メートル以上 151円

40ミリメートル	<u>4,714円</u>	1メートルまで 94円
50ミリメートル	<u>7,854円</u>	31立方メートルから
75ミリメートル	<u>10,710円</u>	50立方メートルまで
100ミリメートル	<u>18,217円</u>	96円
150ミリメートル	<u>41,475円</u>	51立方メートルから
200ミリメートル	<u>70,350円</u>	100立方メートルまで 117円
		101立方メートルから200立方メートルまで 143円
		201立方メートル以上 147円

	浴場用		30立方メートルまで	<u>2,786円</u>	<u>51円</u>
共用			13ミリメートル	<u>1,080円</u>	11立方メートルから
			20ミリメートル	<u>1,285円</u>	20立方メートルまで
			25ミリメートル	<u>1,674円</u>	<u>95円</u>
			30ミリメートル	<u>2,505円</u>	21立方メートルから
					30立方メートルまで
				<u>97円</u>	31立方メートルから
					50立方メートルまで
					<u>99円</u>
					51立方メートルから
					100立方メートルまで

	浴場用		30立方メートルまで	<u>2,709円</u>	<u>50円</u>
共用			13ミリメートル	<u>1,050円</u>	11立方メートルから
			20ミリメートル	<u>1,249円</u>	20立方メートルまで
			25ミリメートル	<u>1,627円</u>	<u>92円</u>
			30ミリメートル	<u>2,436円</u>	21立方メートルから
					30立方メートルまで
				<u>94円</u>	31立方メートルから
					50立方メートルまで
					<u>96円</u>
					51立方メートルから
					100立方メートルまで

				<u>120円</u>		
				101立方 メートルか ら200立 方メートル まで		
				<u>147円</u>		
				201立方 メートル以 上		
				<u>151円</u>		
特設	公衆用		1 栓につ き	<u>1,080円</u>		
	工事 用・臨 時用		20立方 メートル まで	<u>6,480円</u>	<u>324円</u>	
消火栓	演習用		1 演習に つき	<u>1,080円</u>		1回の演 習時間は 30分以 内とする。
備考 (略)						

						<u>117円</u>
						101立方 メートルか ら200立 方メートル まで
						<u>143円</u>
						201立方 メートル以 上
						<u>147円</u>
特設	公衆用		1 栓につ き	<u>1,050円</u>		
	工事 用・臨 時用		20立方 メートル まで	<u>6,300円</u>	<u>315円</u>	
消火栓	演習用		1 演習に つき	<u>1,050円</u>		1回の演 習時間は 30分以 内とする。
備考 (略)						



## 別表第2（第32条・第34条関係）

基本料金 (1月につき)	基本使用水量1立方メートルにつき <u>3,078円</u>
使用料金	使用水量1立方メートルにつき <u>42円12銭</u>
超過料金	超過水量1立方メートルにつき <u>194円40銭</u>

備考（略）

## 別表第4（第37条関係）

区分	加入金の額
メーター口径13ミリメートル	<u>49,680円</u>
メーター口径20ミリメートル	<u>129,600円</u>
メーター口径25ミリメートル	<u>217,080円</u>
メーター口径30ミリメートル	<u>321,840円</u>
メーター口径40ミリメートル	<u>583,200円</u>
メーター口径50ミリメートル	<u>1,013,040円</u>
メーター口径75ミリメートル	<u>2,401,920円</u>
メーター口径100ミリメートル以上	その都度管理者が定める額

## 別表第2（第32条・第34条関係）

基本料金 (1月につき)	基本使用水量1立方メートルにつき <u>2,992円</u>
使用料金	使用水量1立方メートルにつき <u>41円</u>
超過料金	超過水量1立方メートルにつき <u>189円</u>

備考（略）

## 別表第4（第37条関係）

区分	加入金の額
メーター口径13ミリメートル	<u>48,300円</u>
メーター口径20ミリメートル	<u>126,000円</u>
メーター口径25ミリメートル	<u>211,050円</u>
メーター口径30ミリメートル	<u>312,900円</u>
メーター口径40ミリメートル	<u>567,000円</u>
メーター口径50ミリメートル	<u>984,900円</u>
メーター口径75ミリメートル	<u>2,335,200円</u>
メーター口径100ミリメートル以上	その都度管理者が定める額

亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第26条関係）  
（亀山市工業用水道事業給水条例の一部改正）

改正後	改正前
<p>（料金の算定）</p> <p>第25条 工業用水の料金（以下「料金」という。）は、次に掲げる基本料金と超過料金との合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。</p> <p>（1）基本料金 基本使用水量にその月の日数を乗じて得た水量に1立方メートルにつき、ア及びイに掲げる亀山市工業用水道事業に係る工区に応じ、それぞれア及びイに定める金額を乗じて得た額</p> <p>ア 第1期工区（平成19年3月31日以前に第22条の規定により工業用水の使用を開始した区域をいう。次号において同じ。） <u>28円80銭</u></p> <p>イ 第2期工区（平成19年4月1日以後に第22条の規定により工業用水の使用を開始した区域をいう。次号において同じ。） <u>35円74銭</u></p> <p>（2）超過料金 前条第1項又は第2項の規定により算定又は認定をした超過使用水量に1立方メートルにつき、ア及びイに掲げる亀山市工業用水道事業に係る工区に応じ、それぞれア及びイに定める金額を乗じて得た額</p> <p>ア 第1期工区 <u>28円80銭</u></p> <p>イ 第2期工区 <u>35円74銭</u></p> <p>2 （略）</p>	<p>（料金の算定）</p> <p>第25条 工業用水の料金（以下「料金」という。）は、次に掲げる基本料金と超過料金との合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。</p> <p>（1）基本料金 基本使用水量にその月の日数を乗じて得た水量に1立方メートルにつき、ア及びイに掲げる亀山市工業用水道事業に係る工区に応じ、それぞれア及びイに定める金額を乗じて得た額</p> <p>ア 第1期工区（平成19年3月31日以前に第22条の規定により工業用水の使用を開始した区域をいう。次号において同じ。） <u>28円</u></p> <p>イ 第2期工区（平成19年4月1日以後に第22条の規定により工業用水の使用を開始した区域をいう。次号において同じ。） <u>34円75銭</u></p> <p>（2）超過料金 前条第1項又は第2項の規定により算定又は認定をした超過使用水量に1立方メートルにつき、ア及びイに掲げる亀山市工業用水道事業に係る工区に応じ、それぞれア及びイに定める金額を乗じて得た額</p> <p>ア 第1期工区 <u>28円</u></p> <p>イ 第2期工区 <u>34円75銭</u></p> <p>2 （略）</p>

亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第27条関係）  
（亀山市立医療センター使用料及び手数料条例の一部改正）

改正後			改正前		
別表（第2条関係） 1 使用料			別表（第2条関係） 1 使用料		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
(略)		(略)	(略)		(略)
個室の使用に係るもの	1日につき	個室南 <u>4,320円</u>	個室の使用に係るもの	1日につき	個室南 <u>4,200円</u>
		個室北 <u>3,240円</u>			個室北 <u>3,150円</u>
		特別室 <u>6,480円</u>			特別室 <u>6,300円</u>
健康保険法第63条第2項第4号及び高齢者医療確保法第64条第2項第4号に規定する選定療養に関し、厚生労働大臣が定める方法により計算した入院期間が180日を超えた日以後の入院に係るもの	1日につき	当該入院に係る厚生労働大臣が定める点数に100分の15を乗じた点数(その点数に1点未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)に10円を乗じて得た額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額	健康保険法第63条第2項第4号及び高齢者医療確保法第64条第2項第4号に規定する選定療養に関し、厚生労働大臣が定める方法により計算した入院期間が180日を超えた日以後の入院に係るもの	1日につき	当該入院に係る厚生労働大臣が定める点数に100分の15を乗じた点数(その点数に1点未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)に10円を乗じて得た額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額
(略)		(略)	(略)		(略)

## 2 手数料

区分		単位	金額
診断書	簡単なもの	1 通につき	1,080円以上
	複雑なもの	1 通につき	3,240円以上
死亡診断書		1 通につき	3,240円以上
健康診断書	簡単なもの	1 通につき	2,160円以上
	複雑なもの	1 通につき	3,240円以上
死体検案書		1 通につき	5,400円以上
各種証明書	簡単なもの	1 通につき	216円以上
	複雑なもの	1 通につき	1,080円以上

## 2 手数料

区分		単位	金額
診断書	簡単なもの	1 通につき	1,050円以上
	複雑なもの	1 通につき	3,150円以上
死亡診断書		1 通につき	3,150円以上
健康診断書	簡単なもの	1 通につき	2,100円以上
	複雑なもの	1 通につき	3,150円以上
死体検案書		1 通につき	5,250円以上
各種証明書	簡単なもの	1 通につき	210円以上
	複雑なもの	1 通につき	1,050円以上